(5) 型深さ

(a) 型深さとは、キールの上面から船側におけるフリーボード甲板ビームの上面までを測った垂直距離をいう。木船及び交造船にあっては、この距離は、キールのラベットの下縁から測るものとする。船体中央横断面の下部の形状がくぼんでいる場合又は厚いガーボードが取り付けられている場合には、この距離は、底面の扁平部を内方へ延長した線がキールの側面と交わる点から測るものとする。

(b) 丸型ガンネルを有する船舶にあっては、型深さは、ガンネルが角型となるように甲板及び船側外板のモールデッド・ラインをそれぞれ延長して得られる交点まで測るものとする。

(c) フリーボード甲板に階段部がある場合において、上段の甲板が船側に達している部分で型深さを測るときは、型深さは、下段の甲板から上段の甲板に平行に引いた延長線までを測るものとする。

(6) フリーボード用深さ（D）

(a) フリーボード用深さ（D）とは、船舶の中央における型深さに、船側のフリーボード甲板の厚さを加えたものをいう。

(b) 幅（B）の四パーセントをこえる半径の丸型ガンネルを有する船舶又は通常と異なる形状の上部舷側を有する船舶のフリーボード用深さ（D）は、中央横断面において上部舷側が垂直で同一のキャンバーを有する船舶で、上部断面積が実際の中央横断面の上部断面積に等しいもののフリーボード用深さとする。

(7) 方形係数

(a) 方形係数（Cb）は、次の式により与えられる。

$$C_b = \frac{\nabla}{L \cdot B \cdot d_1}$$

▽は、金属製外板を有する船舶にあっては付加物を除く船舶の型排水容積とし、その他の材料の外板を有する船舶にあっては船体外面までの排水容積とし、いずれも、型喫水d1において測るものとする。

(b) 多胴船の方形係数を計算する場合には、(4)に定義する最大幅（B）が用いられるものとし、単一の船体の幅は用いられない。

(8) フリーボード

指定フリーボードとは、船舶の中央において甲板線の上縁から満載喫水線の上縁まで垂直に測った距離とする。

(9) フリーボード甲板

(a) フリーボード甲板とは、通常は、外気及び海水にさらされる最上層の全通甲板であって、その暴露部における全ての開口には常設の閉鎖装置が、かつ、それより下方の船側の全ての開口には常設の水密閉鎖装置が備えられているものをいう。

(b) フリーボード甲板としての下層の甲板

船舶所有者が希望するときは、主管庁の承認を条件として、下層の甲板をフリーボード甲板とすることができる。ただし、その下層の甲板は、少なくとも機関区域と船首尾隔壁との間で前後に連続し、かつ、横方向に連続している常設の全通甲板でなければならない。

(i) 下層の甲板に階段部があるときは、甲板の最下線及びそれを上段の甲板に平行に延長した線をフリーボード甲板とみなす。

(ii) 下層の甲板をフリーボード甲板としたときは、このフリーボード甲板より上方の船体部分は、フリーボードを指定するための条件の適用及びフリーボードの計算に関しては、船楼として取り扱う。フリーボードの計算は、このフリーボード甲板を基準として行う。

(iii) 下層の甲板をフリーボード甲板としたときは、そのようなフリーボード甲板は、少なくとも、貨物区域内において、船側及び上甲板まで達する各水密隔壁の横方向に、適当に枠を付けたストリンガーから構成されなければならない。これらのストリンガーの幅は、船舶の構造及び運航を考慮して適切に取り付けることができる幅を下回ってはならない。ストリンガーのいかなる配置も、構造要件を満たすことができるものでなければならない。

(c) 不連続のフリーボード甲板、階段部を有するフリーボード甲板

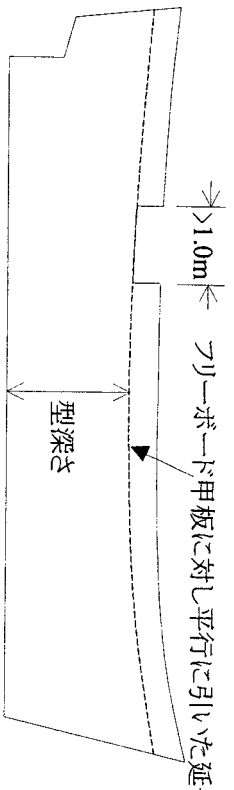
(i) フリーボード甲板の屈折部が船体の船側まで達し、及び当該屈折部の長さが一メートルを超える場合には、暴露甲板の最下線及び上段の甲板に対し平行に引いたその延長線をフリーボード甲板とみなす。（第三―三図参照）

(ii) フリーボード甲板の屈折部が船体の船側まで達していない場合には、上段の甲板をフリーボード甲板とみなす。

(iii) フリーボード甲板として指定した暴露甲板の下方の甲板にある船側から船側まで達しない屈折部については、無視することができる。ただし、暴露甲板の全ての開口が風雨密の閉鎖装置を備えている場合に限る。

(iv) 暴露した屈折部の排水口及び自由表面による復原性への影響に妥当な考慮を払わなければならない。

(v) (i)から(iv)までの規定は、しゅんせつ船、ホッパーバージその他これらに類する大きな開放船倉を有する船舶について適用することを意図するものではない。これらの船舶については、それぞれの場合に応じて個別の考慮を要するものとする。



第三―三図

(10) 船楼

(a) 船楼とは、フリーボード甲板上に設けられた上部に甲板を有する構造物で、船側から船側に達するもの又はその側板が船側外板から内側に向かって幅（B）の四パーセントをこえない位置にあるものをいう。低船尾楼は、船楼とみなす。

(b) 閉囲船楼とは、次のものを有する船楼をいう。

(i) 効果的な構造の閉囲する隔壁

(ii) 隔壁に出入口があるときは、第十二規則の要件に適合する戸

(iii) 船楼の側部又は端部にある他の全ての開口については、効果的な風雨密閉鎖装置